

第 38 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2023 年 12 月 6 日（水）

全体会・部会② 10:00～11:30（予定）

場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川高輪口

次 第

【全体会】

(1)開会

(2)5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について 【資料 1】

(3)その他

(4)閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

第 36 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（全体会）

前回議事録

開催記録

1 開催概要

- 日時：令和 5 年 10 月 4 日（水）09：30 ～ 11：30
- 場所：JR 東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー）
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

1) 議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 34 回委員会（8/2）全体会議事録案
- ・ 資料 2：第 35 回委員会（9/6）部会①議事録案
- ・ 資料 3：第 35 回委員会（9/6）部会②議事録案
- ・ 資料 4：第 35 回委員会（9/6）部会③議事録案

2) 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料 1：設置要綱改定案
- ・ 区における試掘（Bor.9、仮 EV 設置部）調査の進捗

2 議事要旨

2.1 議事録確認

(1) 第 34 回委員会 (8/2) 全体会の議事録確認

- オブザーバーの東京都教育庁 1 名は欠席のはずなので出欠を確認すること。(東京都)

(2) 第 35 回委員会 (9/6) 部会①の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

(3) 第 35 回委員会 (9/6) 部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

(4) 第 35 回委員会 (9/6) 部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2.2 全体会

(1) 開会

- 第 36 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(事務局)

(2) 要綱の改訂について

- 要綱別表 1 でオブザーバーに JR 東日本コンサルタンツ株式会社を加えたい。(事務局)
← 特に意見がないようなので、承認とする。(委員長)
- オブザーバーとして出席させていただく。(JR 東日本コンサルタンツ)

(3) その他

- 意見なし。(委員一同)

<全体会・部会①・部会②・部会③終了後>

- 文化財行政からコメントをもらう。(委員長)
← 部会①では、築堤が西に広がっていることに驚いたが、今後の調査を見守りたい。
遺構への影響低減措置については感謝する。部会②では、南棟連壁の設置について早め

に試掘位置の協議を進めたい。部会③では、雑魚場橋台が歴史的に重要ということで現状把握を進めてもらいたい。(文化庁)

← 遺構の保護についての協議に感謝する。駅街区南棟の試掘、アクセス線の試掘など新たな協議も始まるので港区と共に綿密に進めていきたい。(東京都)

← 記憶の鉛筆については1年半前に相談を受けている。高輪築堤を含めて文化財保護の区民意識の醸成を進めていく。築堤の様相は徐々に分かってきたが、世間の関心が高く、港区も協力して進めたい。(港区)

(4) 閉会

3 議事録

3.1 議事録確認

- (事務局) 第 36 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会します。
- ・ 配布資料の確認
 - ・ オブザーバー交代の連絡
 - ・ オンラインの説明
 - ・ 進行の確認
- (事務局) はじめに、オブザーバーである JR 東日本構造技術センター所長が 10 月 1 日より変更となった。
- (JR) 今日からオブザーバーで参加する。よろしくお願いします。

(1) 第 34 回委員会 (8/2) 全体会の議事録確認

(2) 第 35 回委員会 (9/6) 部会①の議事録確認

(3) 第 35 回委員会 (9/6) 部会②の議事録確認

(4) 第 35 回委員会 (9/6) 部会③の議事録確認

- (事務局) 4 つの議事録について修正等の指摘はあるか。
- (東京都) 資料 1 について、当日オブザーバーの東京都教育庁 1 名は欠席しているはずなので確認してもらいたい。
- (事務局) 確認し、訂正する。

3.2 全体会

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 要綱の改訂について

- (事務局) 資料に基づき要綱の改訂案を説明する。別表 1 の修正となる。
- (委員長) 質問、意見はあるか。
- (JRC) オブザーバーとして出席させていただくことになったのでよろしくお願いします。
- (委員長) 他になければ、承認されたこととする。

(3) その他

(委員長) その他はなにかあるか。

<全体会・部会①・部会②・部会③終了後>

(委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。

(文化庁) 部会①については、西に築堤が広がっていたことは驚いたが、これからも注意して調査を見守っていききたい。また、遺構への軽減措置に感謝する。コクヨさんとの鉛筆の協業の件については、庁内でも報告したい。部会②については、南棟の連壁の設置について早めに試掘位置の協議を進めたい。部会③については、雑魚場橋台が歴史的に重要ということで現状把握を進めてもらいたい。

(東京都) 遺構の保護について、協議いただき感謝する。駅街区の南棟の試掘、アクセス線の試掘、新たな試掘調査の協議が始まるので、港区、委員会と共に綿密に協議を行っていききたい。

(港区) 記憶の鉛筆については、1年半前に相談を受けた。高輪築堤を含め、文化財保護として区民意識の醸成は進めていかなければならないと思っている。このような取り組みを進むながら区民の皆さんの記憶に高輪築堤が残っていけばと感じている。高輪築堤、羽田アクセス線も含め区民はじめ世間の関心が高い。高輪築堤の様相は徐々に分かってきたが、港区も協力して進めていききたい。

(4) 閉会

(委員長) 他になければ全体会を閉会し、部会①に進める。

以上

5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について(2)

本文書は、第 18 回高輪築堤調査・保存等検討委員会（2022. 5. 11）において提示した「5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について」を、その後に得られた新しい知見によって改訂したものである。

なお、本文書は、既に提示した「5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について」と同様に、これまでの発掘調査、文献・地図の調査等の知見に基づき、現段階での委員の見解をとりまとめたものであり、今後新たな知見によって改訂されるものである。

1. 高輪築堤跡の遺構について

- ・これまでの試掘調査、物流荷捌き部、物流仮斜路部、環状 4 号線、京急連立事業用地の発掘調査等の状況から、1～4 街区と同等、一部はそれ以上に遺構の遺存状態が良いと考えられる。
- ・上記のような発掘調査において、5・6 街区の石垣・土手、盛土などの構造は 1～3 街区とは異なり、4 街区の南部との共通性はあるが土質が違うなど、高輪築堤跡の構造の多様性を示す新たな知見が得られている。
- ・4 街区と同様に長い区間に及ぶ海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有するものと考えられる。
- ・第 37 回高輪築堤調査・保存等検討委員会（2023. 11. 1）部会①の「京急連立事業（1 工区）・品川駅改良事業及び環状 4 号線事業に伴う埋蔵文化財調査成果について（報告）」において、以下のような点が報告された。

①明治 9 年（1876）複線化期と考えられる築堤幅の盛土が確認された。

②高輪築堤跡は南行するに従い海側（東側）に振れ、幅を広げながら第 8 橋梁北横仕切堤に接続すると考えられる。

③環状 4 号線事業仮ベント部・P10 橋脚部周辺では、明治 5 年（1872）開業期海側（東側）石垣は現表土直下で確認されていることから、1～4 街区と同等かより高い位置で遺存していると考えられる。

- ・第8橋梁及びそれにともなう南北横仕切堤が含まれる範囲であり、南北横仕切堤の遺構が確認されている。
- ・新橋・横浜間の鉄道において重要な位置を占める旧品川停車場につながる部分にあたり、旧品川停車場の盛土・整地層が確認されている。

2. 文化財的価値について

- ・高輪築堤跡の遺構は日本の近代化土木遺産を代表する遺跡として、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めている。また、東京や高輪の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ・国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に指定された、2街区の築堤部及び3街区の第7橋梁橋台部・築堤部と一連のものである。
- ・5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡は、1～4街区の高輪築堤跡と同等の文化財的価値を有するとともに、高輪築堤跡の構造の多様性を示す貴重な遺構であると考えられる。また、第8橋梁及びそれにともなう南北横仕切堤が含まれ、旧品川停車場につながる部分にあたる点も重要である。

3. 保護措置について

- ・高輪築堤調査・保存等検討委員会は、「高輪築堤跡の保存の方針についての見解」(2021.4.21)において、「5・6街区については築堤の『現地保存』を考慮した開発計画を策定することを要望」している。
- ・これを受けて、5・6街区の保護措置については、1～4街区と同様に、計画の見直しを含めた現地保存を検討することを出発点としたい。